

鳥取縣公報

昭和十五年十一月十五日

第一千八百八十三號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第八百七十五號
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十一月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 米子荷車馬車工業組合

(ロ) 地 區 米子市、西伯郡、日野郡一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ荷車、馬車ノ製造業ヲ營ム者
 三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

00875

種別	銘柄	規	格	單位	販賣價格
荷車	米子式 大車	厚サ四分 巾一寸六分ノ鐵輪ノモノ		一輛	五八〇〇
同	中車	厚サ三分 巾一寸六分ノ鐵輪ノモノ		同	四六〇〇
同	小車	厚サ三分 巾一寸四分ノ鐵輪ノモノ		同	四二〇〇
馬車		厚サ四分 巾三寸ノ鐵輪ノモノ		一臺	二一五〇〇
牛車		厚サ三分 巾一寸六分ノ鐵輪ノモノ		同	一三五〇〇

註一 本表價格ハ製造業者店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年十一月十五日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第八百七十六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組

00876

合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員非ザル者ニ付テ認可價格ヲ以テ指定期日ニ於テ額ト看做ス

昭和十五年十一月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 資生堂チエンストア協和會

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ資生堂チエンストア契約店

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額 別記ノ通り

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年十一月十五日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

茶柄杓	木製	大	上等品	同	同	二〇	二六
同	木製	同	同	同	同	一〇	一二
同	木製	大	上等品	同	同	六八	八二
同	木製	中	等品	同	同	六三	七六
同	木製	上	等品	同	同	三五	四二
水櫃	同	一升	合入	同	同	二二	二六
同	同	二升	合入	同	同	二二	二六
同	同	一升	合入	同	同	四〇	五〇
同	同	二升	合入	同	同	五〇	六〇
同	同	三升	合入	同	同	二一	二四
同	同	三升	合入	同	同	三〇	三四
同	同	三升	合入	同	同	六〇	七〇
同	同	四重	合入	同	同	七〇	八〇
同	同	四重	合入	同	同	八〇	九〇

一 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
 (ロ) 實施ノ日 昭和十五年十一月十五日
 四 認可ニ附シタル條件
 (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第八百八十號

八頭郡畜産組合長任期満了ニ付選舉ノ結果八頭郡賀茂村黒田藤重選任セラレタルヲ以テ十一月九日付認可セリ

昭和十五年十一月十五日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

鳥取縣告示第八百八十一號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ「トリコモナス」ニ依ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲メ左ノ区域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日以内並ニ不妊ノモノ(分娩セシモノ未ダ種付セザルモノ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診ヲ左ノ通施行ス依テ該牛ノ所有者又ハ管理者ハ檢診證ヲ携帶シ指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ

昭和十五年十一月十五日

鳥取縣知事 副 見 番 雄

檢診月日	檢診區域	檢診場所	牽付時刻
十一月十五日	散岐村一圓	散岐村佐貫	午前九時
同 十六日	上私都村一圓	上私都村麻生	同 九時三十分
同 十八日	中私都村一圓	中私都村下津黒	同 九時
同 十八日	丹比村一圓	丹比村富枝	同 九時

00893

同	十九日	若櫻田村	池田村	若櫻家畜市場	同	九時三十分
同	二十日	八東村	八東村	八時三十分	同	九時
同	二十一日	河上村	河上村	同	同	九時
同	二十二日	下私都村	下私都村	同	同	九時
同	二十五日	賀茂村	賀茂村	同	同	九時
同	二十六日	國英村	國英村	同	同	九時
同	二十七日	大伊村	大伊村	同	同	九時
同	二十七日	大御門村	大御門村	同	同	九時
同	二十七日	船岡村	船岡村	同	同	九時
同	二十七日	隼岡村	隼岡村	同	同	九時

◆鳥取縣告示第八百八十二號
青果物配給統制規則第二條ニ依リ鳥取縣農會ニ對シ昭和十五年產白葱及大根ノ配給統制ニ關シ左記ノ通承認セリ

昭和十五年十一月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

出荷先及月別出荷數量

00894

出荷先	月別		出荷數量	出荷者
	昭和十五年十一月	昭和十五年十二月		
京都	四、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇〇〇	米子市及西伯郡内白葱出荷團體
大阪	三、〇〇〇	二、〇〇〇	五、〇〇〇	
神戸	一、二〇〇	一、〇〇〇	二、二〇〇	
合計	四六、〇〇〇	三三、〇〇〇	七九、〇〇〇	

出荷先	月別		出荷數量	出荷者
	昭和十五年十一月	昭和十五年十二月		
大阪	一、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	東伯郡及西伯郡内大根出荷團體
合計	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	

◆鳥取縣告示第八百八十三號
氣高郡日置谷村大字藏内山本米藏ハ昭和十五年十一月六日牛馬商免許鑑札紛失致シ同時ニ廢業届出ニ付昭和九年七月一日付牛馬商免許鑑札第一五一號ハ無効トス
昭和十五年十一月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第八百八十四號
圖書館令ニ依リ左記公立圖書館ヲ設置シ昭和十五年十月ヨリ開館ノ件認可セリ
昭和十五年十一月十五日

00895

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一名 稱 皇紀二千六百年
教育勅語御下賜五十周年記念鳥取縣八頭郡河原町圖書館

一位 置 八頭郡河原町大字長瀬河原尋常高等小學校內

◇鳥取縣告示第八百八十五號

岩美郡小田村青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十一月一日付左ノ通り指定セリ

昭和十五年十一月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

校數 位 置 就學區域

壹 岩美郡小田尋常高等小學校ニ併設 小田村一圓

◇鳥取縣告示第八百八十六號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル藁工品ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年十一月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00896

本縣產繩ノ販賣價格

(單位一貫)

種別	等級	生産者庭先渡價格	大口最終販賣價格	小口最終販賣價格	備考
二分繩	並上	三三八、七七	四四〇、三三	四四五、八八	
二分五厘繩	並上	三三〇、七七	三三五、三三	三四七、八八	
三分繩	並上	二六三、七七	三一八、三三	三三〇、八八	
三分五厘繩	並上	二四一、七七	二九六、三三	二八一、八八	
四分繩	並上	二三一、二七	二五八、八三	二八〇、三三	
四分五厘繩	並上	二〇三、七七	二五八、三三	二七〇、八八	
五分繩	並上	二〇三、七七	二五八、三三	二七〇、八八	
六分繩	並上	一〇三、七七	一五八、三三	一七〇、八八	

- 一 大口最終販賣價格トハ倉庫等ニ貯藏保管ヲ爲サズ消費者ニ販賣スル價格小口販賣價格トハ一旦倉庫等ニ保管シタル後消費者ニ販賣スル價格ヲ謂フ
- 二 規格ハ昭和十五年三月二十八日附農林省商工省告示第八號ニ依リ掲記セラレタルモノトス

鳥取縣告示第八百八十七號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十一月十五日

鳥取縣知事

副

見

番

雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣和紙販賣商組合
(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ和紙ノ販賣業ヲ營ム者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種別	品 種	規 格	卸賣價格		小賣價格		備 考
			單位	價格	單位	價格	
和紙	書道用改良半紙	八百五十匁付 麻一割程度ノモノ	一箱 3000枚	五、二〇	一帖 (300枚)	〇六五	一尺二寸×八寸
同	石州半紙機械漉上	一貫二百匁付 麻五割程度ノモノ	同	九、三〇	同	一、一五	同
同	同 並	一貫二百匁付 麻一割程度ノモノ	同	七、〇〇	同	〇八〇	同
同	機械漉學童用 因幡紙	一貫二百匁付 桑皮一割程度ノモノ	同	三、六五	同	〇四〇	同

註

- 一 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
- 二 本表價格ハ品種別ノ規格ニ付定メタルモノニシテ品質同一ナルモ寸法及重量ノ異ナルモノニ付テハ本表價格ヲ基準トシテ重量割合ニ依リ定ムルモノトス
- (ロ) 實施ノ日 昭和十五年十一月十五日
- 四 認可ニ附シタル條件
 - (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 - (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

鳥取縣告示第八百八十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ

組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十一月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名 稱 西伯郡 米子市 伯州棉耕作組合
- (ロ) 地 區 西伯郡 米子市 一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ伯州棉ノ販賣ヲ爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種 別	單 位	販 賣 價 格	備 考
伯州棉原棉 (繰棉)	一本 (六貫)	五七、〇〇	

本價格ハ生産者庭先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年十一月十五日

四 認可ニ附シタル條件

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第八百八十九號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第一項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十一月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 組合ノ名稱及地區

- (イ) 名 稱 智頭小割製材工業組合
- (ロ) 地 區 八頭郡智頭町大字智頭

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ建具用材ノ製材販賣ヲ業トスル者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

樹種	品目	品等	厚	幅	長	單位	產地最寄驛ホーム渡販賣價格(荷造費ヲ含ム)
杉	建具用材	一等品	一寸一分	二寸五分	六尺五寸	一本ニ付	六四〇
同	同	無節	同	二寸	六尺五寸	同	五二〇
同	同	同	同	一寸八分	六尺五寸	同	四七〇
同	同	同	同	一寸五分	同	同	三九〇
同	同	同	同	一寸三分	同	同	三三〇
同	同	同	同	一寸一分	同	同	二八〇
同	同	同	同	一寸	同	同	二三〇
同	同	同	同	八分	同	同	一八〇
同	同	同	六分	六尺五寸	同	同	〇九五
同	同	同	三分五厘	六尺五寸	同	同	〇六〇
同	同	同	二分五厘	六尺五寸	同	同	〇三九
同	同	同	五分五厘	六尺五寸	同	同	〇六〇

一 本表ニ示ス形量ト異ル用材ノ販賣價格ハ材積〇、五才以上ノモノハ一才ニ付 四十七錢
 〇、五才未滿ノモノハ一才ニ付 四十二錢トス
 〇、五才未滿ノモノハ一才ニ付 四十二錢トス
 實施ノ日 昭和十五年十一月十五日

四 認可ニ附シタル條件

一 價格等統制上必要アルトキ本認可ヲ取消スコトナルベシ
 二 認可價格及實施ノ日ヲ組合及組合員ノ營業所ニ揭示スベシ
 ◆鳥取縣告示第八百九十號
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年十一月十五日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 組合ノ名稱及地區
 (イ) 組合ノ名稱 因幡木箱工業組合
 (ロ) 地區 區 因幡部一圓
- 二 構成員タル資格
 地區内ニ於テ木箱ノ製造業ヲ營ム者
- 三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
 (イ) 額

品名	單位	製造業者工場渡價格
柿箱	一箇ニ付	四三

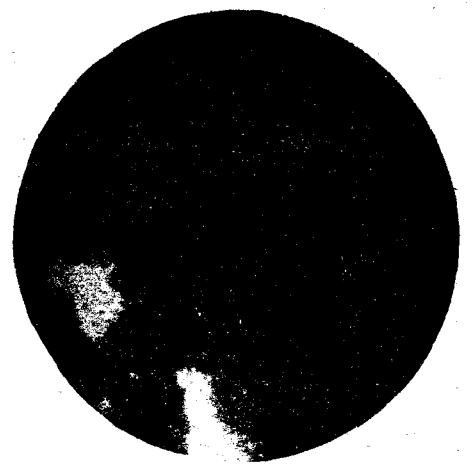
木表價格ハ左ノ規格ノモノノ價格トス

材 板 名	材 種	寸		法	合板數 枚	備 考
		長	巾			
妻 板	松	一、一八 ^R	八〇 ^R	〇五 ^R	二	波釘各板三本打
側 板	同	一、七三	一、一八	〇三	三	
底 板	同	一、七三	八六	〇三	三	
蓋 板	同	一、七三	八六	〇三	三	

四 實施ノ日 昭和十五年十一月十五日

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合事務所及ビ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

事 變 特 報



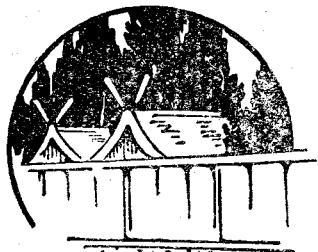
舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙 報 第 八 十 號

目 次

新嘗祭の御儀	(知事官房) 三三頁
紀元二千六百年式典と國民の覺悟	(同) 三七頁
國民服の公布	(時局課) 四〇頁
揮發油及重油販賣取締 規則施行細則の改正	(經濟警察課) 四二頁
寛政・天保度の奢侈禁令と 國民協力の必要	(時局課) 四四頁
新穀感謝祭	(農産課) 四八頁
遊覽旅行の抑制	(時局課) 五〇頁
新穀が出廻つても一層節米に努めませう(同)	(同) 五二頁
鳥取縣農業増産報國挺身隊	(規畫課) 五三頁
文部省製作映画頒布	(社會教育課) 五六頁
買物貯蓄實施要綱	(時局課) 五九頁
文部省推薦レコード及映画	(社會教育課) 六一頁

金の死蔵をせよ



新嘗祭の御儀

新嘗祭は、天皇陛下が當年の新穀を宮中神嘉殿に於てきこしめし給ふに當り、十一月二十三日の夕刻から翌曉にかけて行はせられるお祭であるが、これに先立ち、賢所・皇靈殿・神殿に神饌幣物を奉らしめ給ひ、且つ神宮及び官國幣社に奉幣せしめられるのである。賢所・皇靈殿・神殿には午後二時より掌典部員御祭典奉仕、侍従をして御代拜を奉仕せしめ給ひ、神宮には午前七時より豊受大神宮に、午後二時より皇大神宮に、勅使を參向せしめ給ふのである。又官國幣社には早且より地方長官を參向せしめ給ふが

此の日參向し得ざる場合は、後日參向のこと、なつてゐる。

さて以上の御報賽を主とし給ひし御儀あつて後、午後六時より神嘉殿に於て新嘗の御儀があるのであるが、午後二時より嚴かに御裝飾が行はれ、次いで神座奉安あつて夕暗迫る頃、齋火を殿内の燈燵に點じて庭燎に及ぶのである。やがて五時三十分、遙かに守衛隊の奏する喇叭が聞える。これぞ陛下が既に御湯の御儀あらせられて、今、綾綺殿に渡御あらせられるのである。緊張の色祭庭にただよふを感ずる。次いで掌典部員及び樂部員は白色の祭服に、日蔭臺を纏ひし冠帽を戴き、采女所役の女官は唐衣・紅切袴に禪を著し、日蔭絲と心葉をかざして各々所定の齋舎に著く。此の時、參列の大勳位以下従一位、各廳勅任官同待遇總代各一人及び侯伯子男各爵總代各一人が、幄舎への參進を暗中に聞くことが出来る。訖つて諸員起立の間に皇族公族の御參進があり、間もなく再び諸員起立掌殿長祝詞を奏上し引續いて諸員起立、

のうち、陛下の出御を拜し奉るのである。これより先、綾綺殿に於て御手水御笏の御儀あらせられる。時に午後六時。式部長官前行。侍従一人、寶劍を奉じて御前に、同一人、神璽を奉じて御後に、さうして侍従長以下御後に候し神嘉殿東寶子よりは侍従二人御左右より脂燭を以て照らし奉るのである。

陛下に於かせられては、白生絹の御祭服を召させられ御冠には御幘を加へさせられる。これは御立纏を前方にためて後に結び奉りしもので供奉の諸員も亦祭服に日蔭蔓の冠をかうぶるのである。東寶子より南寶子を経させ給ひて正面より西隔殿に進御あらせられる。此の時、かねて膳舎より繰出せる神饌行立は、脂燭を乗れる掌典補、削木を執れる掌典、一人一役にてこる鹽槽、多志良加を執れる掌典、一人一役にてこれに次ぎ、御刀子管、御巾子管、神食薦、御食薦、御管箸、御枚手管を執れる女官、一人一役にてこれに次ぎ、更に御飯管、鮮物管を執れる掌典、干物管、御手子管、鮑汁漬、海藻汁漬、

空蓋を執れる掌典補、同じく一人一役にてこれに次ぎ、更に又御羹物八足机、御酒八足机、御粥八足机、御直會八足机を二人づつにて昇きたる掌典補これに次ぎ、列をなして進むのである。其の先頭が神嘉殿の東妻戸の御階の下に到ると、脂燭を乗つた掌典補が右に避けて北面する。次いで削木を執つた掌典が階下に進んで、オーシーと警蹕を高く強く長く唱ふるのである。訖つて左に避けて南面する。以下諸員これに倣ふのであるが、このシーを笛所役の樂師が、遠くより引取つて吹き始め、こゝに神樂歌の奉奏となるのである。

此の一瞬、此の地上が忽然神の世界となり、愈々新嘗祭氣分が横溢するのであるが、長くも陛下には警蹕の聲をきこしめされ、西隔殿より本殿に進御の御こと、拜せられる。かくて御殿を仰ぎ奉れば、今、進御を拜した正面には、白布の御幌ゆつたりと垂れ、其の左右には御簾越しに昔ながらの燈火風なきにゆらぐ。更に眼を東にやれば、東妻戸の寶子に行立の執物の受

渡が、御殿の外で静かに行はれてゐる。轉じて庭上を見渡せば、點在の庭燎僅かに周圍を低く照らすのみである。

さて 陛下に於かせられては、唯御一方、本殿に進御あらせられて御座に著御、御手水の後、分秒の御やすらひもあらせられず、神饌御親供を遊ばされる。而して其の間實に一時間半に及ぶのである。

此の日早旦以來、皇祖を始め奉つて、諸神に對しての御禮の御儀は、既に濟ませ給ひしが、さて愈々これをきこしめされるに當つて神恩を思はし召し給ふ御感殊に深く、更めて其の御初穂を大御親御供進あらせられるのである。御崇祖御敬神の敬慮の御厚き、拜察するも忝なき次第であるが、かく永きに亘つて大坐ます御殿はと申せば、相當お廣きにも拘らず、御あかしとては、唯々四隅に昔の行燈やうの白木の燈火が一基づつ供せられてあるばかりで暗にひとしく、且つ嘗つて暖を取りしことのない御間で、お寒いことはいふまでもない。

かくて長時間に亘りて御親供を終らせられるや諸員起立の間に、御拜禮御告文を奏し給ひ、終つて新嘗の新嘗たる御直會の御儀を行はせ給ふのである。如何にして行はせ給ふかは伺ふよしもないが、御代御代の御記に拜し奉ると、御敬虔無比の御かげが仰ぎ奉られ、其の御意義を窺へば神饌行立到着の際、御差控の警蹕をかけさせ給ふ御儀も思ひ合はされて、皇祖より御拜受の御趣旨歴々たるを拜し奉るのである。

やがて神饌撤下となり、再び御手水ありて神饌退下となるが、これに先立ち、御參列の皇族王公族の御拜があり、次いで大勳位以下の拜禮があり、八時といふに諸員起立の間に入御あらせられる。これで夕の御儀がお濟みになり、夜半十一時再び出御、これより二時間、前儀の如く曉の御儀が行はせられて、午前一時、樂師が一段高くなづる「千歳」の聲もめでたく神嘉殿の御正面より入御あらせられる。諸員謹敬以て起立、神々しき大御姿を拜し奉つて、感激の内に參集所に退下する。

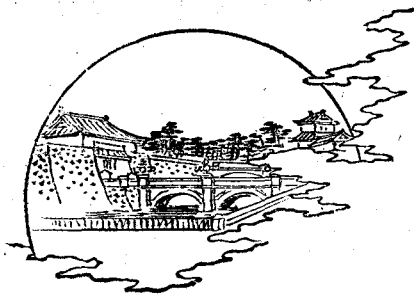
これより參集所に於て、古への豊明^{とよあかりのせらみ}節會、大禮の大嘗祭後の大饗第一日の御儀と同一の御趣旨を以て、參列諸員に白酒^{しろくさけ}黒酒^{くろくさけ}を賜はるのである。こは御飯御粥の米粟と共に、各地方の篤農精農の方々の、過去一年の至誠辛勞の結晶たる献穀になつたもので、夕曉の兩儀に依つて代表の心構でこれを拜戴し、曉深きに、宮城を退下するのである。

以上に依つて宮中第一の嚴儀たる新嘗祭の御終了を拜したのであるが、顧みれば、寒氣殊に身に沁む初冬の夕つ方、御湯のことあらせられて綾綺殿に渡御、御祭服が白生絹の上に御冠に御轡を加へ給ふのである。しかもかゝる御事は上御一人に限らせられるのであつて、廣く暗く寒き御殿に御端坐二時間、夜半更に二時間加之明治天皇には、この寒夜、猶且つしつとりと御汗をか、せ給ひしと傳へられ、今上陛下には、御恙を押し給ひての御奉仕を拜せりと承はる。恐懼措く所を知らない次第である。茲に謹みて史を按ずるに、皇祖天照大御神が

今で申すと無限に繁榮する人類を無限に保證するものは何か、それは農産物なりとの思召の下に、これが優良種を求め給ひて保食神^{うけもちのかみ}に獲給ひ、直に高天原に耕作せしめられてこれを神嘗遊ばされ、以て光華明彩六合照徹の御靈徳に御展開あらせられる。爾來穀物は一切のものをいかさしめるものとなつたが、皇孫この瑞穂國に御降臨に際し、皇祖にはこれを天兒^{あまのこ}屋命^{やのみこと}太玉命^{たまひめ}にお渡になる。兩神は神と皇との大御心を奉戴してこれを地上に耕し、穀成つて、皇祖の勅の隨に、皇孫にまかせまつり給ふのである。皇孫これを新嘗遊ばされ、以て、皇祖の一切のものを生かさしめ給はむの神慮を實にし給ひて、御歴代に傳へ給うた。

是を以て御歴代早春年穀を祈り給ふや、常に全世界を念とせさせ給ふのである。蓋し農事が我が開闢以來の使命たる地上の完成即ち天下を調へ給ふ重要事項たるに依ること、思ひ奉る。かくて惟み奉られるは、御當今が即位禮の際、普く人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ」とのたまひ

し御事であるが、徹宵の御奉齋、寒夜の御汗、御恙を押し給ひての御事の、因つて來る所の窺はれて、神と皇との絶大の大御恵、天と地との一貫の大御光の仰ぎ奉られて、畏しとも畏き極みである。



年百六千二元紀

悟覺の民國を典式

御民われ生けるしるしありあめつもの

榮ゆるるときにあへらく思へば

あ、何と云ふ光榮ぞ、かくも輝かしい紀元二千六百年の式典に逢ひ得し國民の歡喜は實に筆舌に盡しがたい。

昭和十五年十一月十日、金風身にさわやかに瑞氣大内山に薫る宮城外苑、式典場に政府主催の曠古の大式典は滞りなく行はれ、翌十一日は同じ場所に蒼生の心からなる赤誠を捧ぐる奉祝會が催されて、全國津々浦々の國民は、御民われ生ける喜びにその感激國の内外に漲り渡つたのであつた。

長くも十日の式典に於ては 天皇、皇后兩陛下行幸啓遊ばされ優渥なる大詔を降し賜ふて國民の嚮ふ所を明示せさせ給ひ、十一日の奉祝會にも又 兩陛下臨御あらせられて國民の赤誠を受けさせ給ひ、且つ再び優渥なる勅語を賜ふたのであつて洵に一億同胞の恐懼感激措くところを知らぬ次第である。

又辱くもこの佳節に當りて特に民間功勞者に

敍位、敍勳、賜杯、文化勳章賜授、綠綬褒章、藍綬褒章下賜の御沙汰仰出され、科學・工業の振興、教育事業の發展に盡瘁したるもの、或は農事の研究に社會事業に功績ありしもの、惟神の大道に奉仕したるもの等敍位敍勳以下表彰者二百五十餘名に達したのであつて、皇恩の宏大無邊なるに感激を禁じ得ない。

吾々は爰に本年の紀元節に當りて

「朕惟フニ神武天皇惟神ノ大道ニ遵ヒ一系無窮ノ寶祚ヲ繼ギ萬世不易ノ丕基ヲ定メ以テ天業ヲ經綸シタマヘリ歷朝相承ケ上仁愛ノ化ヲ以テ下ニ及ボシ下忠厚ノ俗ヲ以テ上ニ奉ジ君民一體以テ朕ガ世ニ逮ビ茲に二千六百年ヲ迎フ

今ヤ非常ノ世局ニ際シ斯ノ紀元ノ佳節ニ當ル爾臣民宜シク思フ神武天皇ノ創業ニ驛セ皇圖

ノ宏遠ニシテ皇謨ノ雄深ナルヲ念ヒ和衷戮力益々國體ノ精華ヲ發揮シ以テ時艱ノ克服ヲ致シ國威ノ昂揚ニ勗メ祖宗ノ神靈ニ對ヘンコトヲ期スベシ」

どの有難き詔書を拜したのであるが、茲にこの輝かき盛典を終りて國民はこの詔書に昭示し給ふた大御心を奉じてこの佳き年佳き日の嚴肅なる意義を體得し、この曠古の祝典の覺悟としなければならぬのである。

申すまでもない事であるがこの祝典が舉國一致の感激を盛つて、かくも盛大に舉行されたことは、單に我が國の歴史の古さとか、神武天皇御即位以來の長年月を經過したとか云ふ意味のみからではない。皇祖天照大神の御神慮及び歷朝の聖恩を仰ぎ奉り、世界無比の我が國體を讃へ、聖壽の無窮を祈念し奉り壽ぎ奉ると共に、我が國體の精華を全世界に發揚し、八紘一字の神慮に基く萬邦共存共榮の世界平和の樹立に邁

進し、以て聖恩の萬分の一に應へ奉らんことを誓ふものである。

今や我が國は帝國の總力を擧げて興亞の聖業の達成に努力し、事變以來既に三年有半を閲して外に出征將士の勇戰奮闘と、内に統後國民の誠心奉公によつて着々その成果が擧げられつつある。而して今又紛糾錯雜を加へてゐる國際情勢に截然たる一線を劃して日獨伊三國條約の成立を見、歐亞を貫く日獨伊樞軸によつて世界に新らしい秩序が生み出されんとしてゐるのである。然しながら帝國遠大の理想達成の爲には、前途尙幾多の難關の存在することを覺悟しなければならぬ。而して之が突破の爲にはまことに國民は一層の戒心と一段の覺悟とを要するのである。

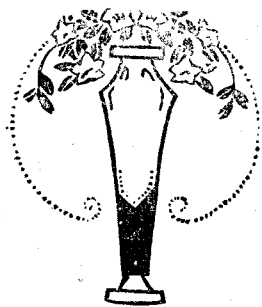
この秋、この世局を前にして皇運の悠久無限の發展を壽ぐ紀元二千六百年の祝典が舉行せられたことは、單に偶然なる時間的暗合と考へるべきではないのであつて、深遠なる神の意志に基くものなることを心に致し、神國の眞義に徹

した神の後裔たる自覺を以て、赤誠を捧げて聖壽の萬歳を壽ぎ奉ると共に、宏大無邊の陛下の大稜威の下に堂々と暗鬱たる國際情勢を打開し壯嚴雄大なる我が國の精華を益々顯揚して全世界に清明なる光明を送り、來る紀元二千六百年を以て全世界の新紀元たらしめる眞劍な決心を堅めねばならぬのである。

x x x

統制違反は

統後の恥辱



國民服令 の公布

我が國の服装は元來遠い昔からの歴史を有する和服があるのでありますが、明治以來西洋文化の輸入と共にその服装たる所謂洋服が取り入れられ、しかもこの洋服は諸動作に輕便であるところから自然國內に普及し、公式の禮装にも洋服が採用せられてゐるのでありますが、宮中に於ける祝祭其の他の正装にはやはり古來の服装が用ひられ、大正年間には和服禮装を公式も認められることとなりました。又民間の禮装も舊來の紋付羽織袴を用ひ、尙通常民間の常用服は和装を用ひて來たことはいふまでもありません。

しかし從來の和服はどうも活動的に不便をま

ぬかれませんし、西洋服はもと／＼西洋式生活に合ふやうに發達して來たものでありますから日本式の生活様式には不適當な點が多く、且つ形式といふものはとかく精神をも支配しがちなものであるため、我が國民が西洋式の服装をそのまゝ日本服として採り入れることはいけなると云ふので、これまで各方面から新しい國民服の制定が希望せられてゐたのであります。

厚生省ではこれ等の點を考慮して、國民精神の昂揚、國民被服の合理化と軍民被服の接近を圖り、國防國家體制に資する爲に劃期的な國民服の制定について研究を續けてゐましたが、いよ／＼十一月一日附勅令第七百二十五號を以て「國民服令」が制定せられ、同月二日の官報で公布、即日施行せられるに至りました。

この國民服はさきに被服協會が厚生・陸海軍兩省後援のもとに創定發表した國民服(本報第四十七號參照)の四種類のうちから、その第一號を「甲號」とし、第四號を「乙號」としてとり入れたものであります。第四號の乙號の方

は、從來立襟のものに限られてゐたのを、襟を小開きにするこゝも出來る所謂開襟式立襟も認められることになりました。

國民服は平常服とする場合と禮装として着用する場合がありますが、國民服を平常服に着用するのは背廣服其の他に相當するものでありまして、この場合には制規の上衣、中衣及び袴(ズボン)を着用しさへすればよいのでありまして他は隨意であります。

國民服禮装は燕尾服、フロックコート、モーニングコートなどの禮服に相當するものでありまして、この場合は制規の上衣、中衣、袴を着用した上に制規の帽子、外套(茶褐絨又は茶褐布の長マントを以て外套に代へてもよろしい)手套、靴を用ひた上、國民服儀禮章を右胸に佩用することになつてゐます。そして禮装の場合には上衣の襟を全部立折襟とし附襟及附袖は白色のものを使用しなければなりません。

國民服は種々の特典をうけますが、今後禮装は宮中關係において相當の範圍に着用を差許さ

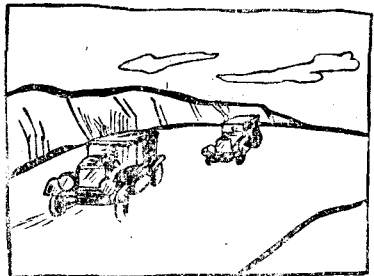
れ、又神宮及び官國幣社正式參拜にあたりましてもこの國民服禮装が認められ、且つ國民服令の公布と共に勳章記章佩用心得の改正等も告示されてゐます。

國民服令の要綱を掲げると次の通りであります。

- 一 大日本帝國男子の國民服(以下國民服と稱す)の制式は別表によること(別表略)
- 二 國民服は從來背廣服その他の平常服を着用したの場合にも着用するを例とすること。
- 三 國民服禮装は國民服を着用し、國民服儀禮章を佩ぶるものとする。國民服儀禮章の制式は別表によること(別表略)
- 四 國民服禮装は從來燕尾服、フロックコート、モーニングコートその他これに相當する禮服を着用したる場合に着用するを例とすること。
- 五 國民服禮装には佩用に關する規定に従ひ勳章、記章及び褒章を佩用するを得ること。
- 六 本令の制式によらざる服または記章もしく

は飾章は、その各章中に國民服または國民服儀禮章の文字を用ひることを得ざること。七 本令は公布の日よりこれを施行すること。尚近來生地や染色等に於て極めて粗惡なものが國民服として賣出されてゐるものもあるやうであります。この國民服は軍隊と民間の被服の接近といふことが重要な一つの目標となつてゐるのでありますから、このやうな粗惡な品の濫賣は許さぬことになつて居ります。高度國防國家の建設に邁進しなければならぬ現下の時局に際しまして、この軍民被服の接近といふことはまことに大切なことでありますから、この意味から云つても一般の常服が、追ひ／＼國民服にまよつて來ることは緊要なことでありませう。今回國民服令が出たからと云つて無闇に新調するには及ばぬのであるけれども、新調する必要がある時はこれを作つて、漸次一般國民に普及してゆくやう希望する次第であります。

揮發油及重油 販賣取締規則 施行細則の改正



昭和十三年三月七日附商工省令第八號による揮發油重油販賣取締規則が、本年九月二十日附商工省令第七十四號を以て一部改正せられ

- 1 青色購買券（陸上用）に有効地域の制限を設け、購買券の適用範圍を一部擴張し
- 2 購買券に有効期間を附し
- 3 購買券及び購買券に依つて購入した揮發油及び重油は、これを他人に譲渡することを待たない旨規定せられ、但し特別の事情に依つて地方長官の許可を受けたもの、及び地方長官の指定した團體に於て一括交付を受けた場

4 合の例外規定を設けられた

本則施行地に船籍港を有しない船舶に使用しようとする者の購買券交付申請手續の規定が設けられ

5 購買券の被交付者は、交付を受けた購買券に用途、氏名、名稱及び住所を記入捺印せねばならぬこととなり

6 揮發油及び重油の販賣業者又は精製業者は販賣場毎に備へる帳簿及び毎月の販賣報告書には、揮發油一リットル以下、重油五リットル以下を販賣した場合でも、地方長官の特に指定した者を除く外は買受人の氏名、名稱及び住所を記入せねばならぬことになり

7 購買券の様式も改正せられた。

従つて本縣でもこれに伴つて昭和十三年三月鳥取縣令第三號の揮發油及重油販賣取締規則施行細則中にも改正を要することとなりこれが改正の縣令が本月五日付第六十五號を以て發布せられた。その要點を記すと次の通りである。

(一) 第一條中に、規則施行地に船籍港又は定

繫場を有しない漁船並に船舶に使用しようとするときは揮發油又は重油の販賣場を管轄する警察署長を、航空機に使用しようとするには飛行場を管轄する警察署長を経由提出せねばならぬ旨挿入した。

(二) 第一條の四を追加して、規則第二條第五號の規定によつて揮發油若しくは重油の販賣業者又は精製業者が、特別の事情に依つて當該販賣場の所在地を管轄する地方長官の發行した青色券以外の青色券と引換へて、揮發油又は重油を賣渡さうとするときは、知事に於て許可することある爲、許可を受けやうとする場合に於ける申請書記載事項を定めた。

(三) 第一條の五を追加し、省令第五條の四及び同條の五の規定によつて、特別の事情のため消印の押捺がない購買券又は購買券に依つて買受けた揮發油又は重油を、他人に譲渡し又は他人から譲受けやうとするときは、知事に於て許可することある爲、許可を受けやうとする場合に於ける申請書記載事項を定めた

(四) 第一條の六を追加し、省令第十一條第二項の規定に依つて知事に於て指定を爲すことある爲、指定を受けやうとする場合に於ける申請書記載事項を定めた。

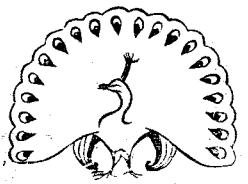
(五) 第六條中の第二項とあるを省令の改正に伴つて第三項と改めた。

(六) 第六條の二を追加し、省令第五條の三の規定に依つて購買券に有効期間を附することとなり、従つて諸種の事情によつて無効となつた購買券及び不用となつた購買券を遅滞なく返納すべきことを定めた。

(七) 第六條の三を追加し、規則第五條の二の規定に依つて指定を受けた團體に對して購買券並に現物の不正收受を未然に防止する爲帳簿を備へしめ、その帳簿に記載すべき事項を定めた。

(八) 第六條の四を追加し、規則第五條の二の規定に依つて指定を受けた團體に對して、購買券の受拂を明示した報告書を翌月五日迄に提出せしめること並に記載事項を定めた。

(九) 本則改正に從つて願届、報告書類の様式を一部追加した。



寛政・天保度の奢侈禁令と

國民協力の必要

七・七禁令が公布せられて時局遂行に伴ふ國民生活の緊張を求め、今後益々その制限も強化されねばならぬことを思ふとき、吾々は徳川期に於て奢侈生活の禁令を布き、内憂外患の中に國民生活の緊縮を圖つた松平定信(百五十年前)及び水野忠邦(百年前)の事蹟を思ひ出で、當時國民の時局認識が如何に臺閣の苦衷と懸隔があつて、遂に徳川幕府の政策が失敗に歸し、はては幕府の滅亡にまで追ひ込まれて行かねばならなかつたかを考へ、現下の國民生活と時局の重大性に鑑みて吾々は非常時下に於ける國民と

して、いよ／＼國家の政策を諒得してこれが實現の爲に協力すべきことの、如何に必要であるかを痛切に感ぜざるを得ないわけである。

願れば定信・忠邦の二閣老の奢侈禁令を發した頃は、徳川最盛時と云はれた時代であつて、將軍は家治(十代)家齊(十一代)家慶(十二代)の頃に當り、しかも八代將軍吉宗の享保の治も其の後弛緩して元禄時代華美の風習は再び擡頭し、國內には尊皇思想勃興すると共に外國よりの憂患は逐日加はらうとしてゐる頃であつたが、當時噴火・地震・大火・飢饉が續發して國民の生活は極度に不安状態にあつた。

然るに家治を輔けた田沼意次は賄賂を貪つて官紀を亂し、他方には十八大通と云ふやうな贅澤の標本の如き町人が江戸を横行し、吉原の遊女の夜具に狸々緋金糸紋散し惣縫紋模様とか、古金襴錦を用ひた者があつたと云ふのに、一方では南部で一家四十人の大世帯で最年長の老人を殘して全部餓死したと云ふ悲惨な事實もあつたのである。

綱紀弛緩、國民精神の頹廢がこんな風でどうして北方をうかゞムロシヤの野望に對抗し得よう。そこで老中松平越中守定信は綱紀肅正、生活刷新をその施政の第一に置いたのであつた。

寛政元年三月の布達によると具体的標準として

- 一 不益に手間のかゝる高價な菓子類の製造禁止
- 一 火事羽織、頭布、火事場まどひ、能裝束の制限
- 一 女の衣類の大造の織物縫物の禁止
- 一 はま弓、菖蒲甲刀はご板の金銀かな物並に箔の禁止
- 一 雛、もて遊び人形八寸以上のもの禁止及び雛道具梨子地、蒔繪の紋所以外禁止
- 一 櫛、かうがひ、かんざし等の金使用禁止
- 一 銀べつ甲の制限、かざり金具細工高價品買買禁止
- 一 きせる、其の他もてあそび品の金銀使用禁止

等、かうした儉約實行によつて頽廢した世風救濟に乗り出し、公文書も「成るべく粗紙を用ひるやう」にし、諸大名にも衣類饗宴普請道具類仕送り等を儉約するやう諭達したのであつた。

その結果は寛政の盛世として徳川十五代治世中の山をなしたのであつたが、然し無自覺な國民は少し窮屈になるとかへつて放漫な田沼時代を慕ふ者もあつて

白河の清きに魚も棲みかねて

濁る田沼の昔戀しき

と云ふやうな落首も出て、白河樂翁在職六年の苦心も、國民の無自覺はこれを水泡に歸して天下は文化文政の時代に移り、またしても奢侈僭上の沙汰が多くなるに至つたのである。

寛天見聞記の著者が「天秩羅蕎麥に穀そば、皆近來の仕出しにて、萬物奢より工夫して品の強弱にかゝはらず、只目をよるこぼす計にて費のみ出来るなり。食物も無益の事ばかり精製し其の本品の味を失ひしを賞美する」と云つたやうに、物それ自体の本質的利用價値を忘れて

只形式美だけを追求し、甚しきは湯たんば付の下駄や、雪駄の裏金に象眼をした遊女もあつたと以ふ風で、全くあきれた行きすぎさへ行はれたのであつた。

このやうな贅澤の反面に、天保七年の大飢饉につゞいて對外關係では米艦モリソン號を浦賀鹿兒島で砲撃したモリソン號事件があつて、外交問題は次第に複雑化しつゝあつたのである。

天保の改革を行つた水野越前守忠邦が老中となつたのは天保五年であつて、忠邦は將軍家齊の死まではその鋒先を秘めてゐたのであつたが因襲、腐敗、墮落、奢侈等國家の前途誠に危きを見てこの矯正を自己の興へられた任務と考へ松平定信の寛政の治を模範として十二年四月、家齊の葬儀が片付いて間もなく佞人や後房の女官數十人を城内から拂ひ出し、官紀肅正の勅をはらつたのであつた。

次いで七月、將軍家慶に上書して決心の程を告げ、町奉行達が、奢侈の禁止によつて市中の衰微となるまで取締を嚴重にせよと云ふ趣旨

でもあるまいと、やゝ反對の意見があつたのに對して凜然たる決意を示し、都市の消費面の節約に依る衰乏も、國家全體のためにはかへられないと云ふ態度をとつたのであつた。

天保の奢侈品取締は天保十二年十一月の命令から始まり、その條例は寛政度のものと大差なかつたが、稍細かくなつて來て季節外れの青物の禁止、女髪結の停止、奉公人の給金引下げ、女唄淨瑠璃の男弟子禁制等となり、又風俗矯正に向つて富興行の禁止、私娼窟の一掃、次いで芝居への彈壓を加へた。

封建時代の節約は軍備の準備とその貯藏を意味するもので、單に道徳的に個人的浪費を防止する意味はなかつたが、この點今日の奢侈禁止と同一内容を持つてゐる。然も消費節約によつて物價騰貴を抑壓しようとする經濟政策も亦同様である。

然し如何なる法令でもさうだが、この奢侈禁止、節約と云ふことは特に實在してゐるものを打潰さうと云ふのであるから、それだけ國民の

全面的協力なしには成功しがたい。一片の法令や強權によつて強制しても却々その目的は達し難いのである。天保の改革でもさうであつて、絹物禁止となれば表は木綿にして裏に絹裏をつけて、それを粹といひ濫いと讚美したやうな國民の心がまへで、水野忠邦の理想は到底實現する筈はないのである。

身を以て實踐し、その上で事の善惡を立證する人達よりも、口だけの批評家の方が多いのは何時の場合でも同じである。水野忠邦の儉約令は度に過ぎた爲に最初に江戸城の大奥から反對が起つて遂に失敗したのであつたが、それは單に度を過ぎたと云ふだけでなく世間が本當に幕末の危機を自覺せず、儉約令の眞の意義を諒解しない處にその失敗の一因があつたのである。今や我が國には支那事變が進んで東亞新秩序の建設となり、歐州動亂に伴ふ世界新秩序の建設となり、遂に日獨伊三國は相提携して舊秩序を固守し様とする世界の強國と對抗し、これを抑へて絶大なる大事業に邁進せねばならなくなつ

てゐるのである。

この空前の大業を敢行して聖業を貫徹する爲には、吾々はまだ、異常なる覺悟を固めて行かねばならぬのであつて、奢侈禁令の如きもつと、強化され、其の他一般の經濟事情も緊迫化して行かねばならぬのであるが、これが爲には何としても國民全體の理解ある協力が伴はねばならぬことは上述の寛政・天保の改革の跡に顧みても明かである。國民が充分時局の重大性を認識し、進んで國家の政策を諒解してこれに協力し、自發的に相互にこれを實行して行くでなければ、今後に於ける我が國のこの重大危局を打開して皇國の前途を開拓し、子孫の福祉を基礎づけることは決して出来ないことを深く考へねばならないのである。



新穀感謝祭

新穀感謝祭は来る二十三日の新嘗祭當日に執り行はれるのであるが、このことは昭和十年以來全國的に執り行はれつゝあつて年々盛大に赴きつゝありますが、本年は特に光輝ある紀元二千六百年を迎へ聖戦下食糧問題の一層重きを加へて來てゐる折柄、全國民舉つて新穀に感謝し食糧報國の念を強化するの要緊なものがあるのであります。

然らば新穀感謝祭とは如何なる意味のものであるかと云ひますと、新嘗祭は 天皇陛下が毎年登熟の新穀を親しく天神地祇に供して祭らせ給ふことでありまして、其の國家の重禮にして國民の齊しく奉拜すべき所以は昭和の初年政府に於て之が徹底を圖られたのであります。

日尚は國民の間に洽く徹底してゐない實情であります。

今日我々の生活に必要な食は肇國の始めに皇祖から賜はつたものでありまして、農民は代々此の御旨を奉じて培ひ育くみ來つたのであります。即ち食は人の命を天に稟ける所以であり農民は人の食を地に満たしめる業であります。故に農が國の大本にして農民が大御寶である所以は此處にあるのであります。

農民は此の新嘗の佳節に當つて年々に皇祖の御恩澤を仰ぎ奉ると共に、天地の恵みに對して深き感謝を捧ぐべきであり、農をやつてゐない國民も總て其の生ける所以の基を靜思して報恩の誠を捧げるべきであります。

之がため此の意義ある新嘗祭の日を期して毎年新穀感謝祭の國民的祭典が行はれることになつたのでありまして、我々は報本反始の精神を高揚し國運の興隆を期しなければならぬのであります。

向は本年度新穀感謝祭は中央の新穀感謝祭委

員會、農業報國聯盟、産業報國聯盟、産業組合中央會及び帝國農會が主体となり、農林省、東京市の後援で次の事業要項に依つて行はれる事になつてゐますが、本縣でも大体此の要項に準じて縣農會、縣産業組合聯合會及び郡市農會が主体となり、縣の後援の下に第二回新穀感謝祭が縣社長田神社に於て執り行はれる事になりました

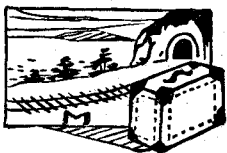
- 一 明治神宮に於ける祭典
毎年例に依り十一月二十三日明治神宮神前に新米其の他農林水産物を各道府縣、外地及び滿洲移住地より奉獻し、當日午後一時三十分より關係有志が神前に參拜して嚴肅なる祭典が執り行はれる。
- 二 全國各戸新穀感謝の行事
當日全國各家庭、職場、學校等に於ては新穀を炊いて神に供へる等の行事を行ひ食糧感謝の念を新にすること。
- 三 地方に於ける祭典及び行事
道府縣廳所在地及び其の他の市町村に於てはそれ／＼道府縣若くは市町村民間團體協力の

下に中央の例に倣ひ、祭典及び各種の催物を舉行すると同時に各戸、職場、學校等の行事の勵行並に其の趣旨の徹底を圖ること。

四 趣旨の徹底

本年は時局に鑑みて左記各項に依り宣傳を強化し、國民糧食の重要性の認識を徹底せしめること。

- 1 ポスターの配布 (諸官廳、全國市町村、關係団体宛)
- 2 趣意書の送付 (同前及び關係者宛)
- 3 全國小學校に對する趣旨の普及
- 4 内閣情報部發行の「週報」及び「寫真週報」を初め各種新聞雜誌に記事掲載
- 5 全國中繼ラヂオ放送
- 6 關係団体機關誌紙に記事掲載



遊覽旅行の抑制

時局益々重大性を加へつゝある折柄國民舉つて國策に順應し、奢侈享樂的思想より脱却して質實剛健なる新生活を營むことは刻下の急務であるにも拘らず、近時各種美名に藉口し或は團體を結成して遊覽的旅行を計畫し、車中、宿泊地等で往々にして時局に相應しくない行爲をなし惡弊を他に及ぼす向きのあることは最も遺憾な所であるので、鳥取縣では次の如き遊覽旅行抑制方策を決定して之が自肅を促し、旅行道德の確立を圖ると共に併せて國鐵輸送並に國民精神總動員上之が抑制を期することになつた。

一 實施事項

- (一) 遊覽を目的とした團體旅行の組合又は旅行會のやうなものは結成しないこと。

(二) 旅行附貯金、旅行附積立金等團體旅行を

目的とし、且つ其の貯金、積立金を旅行費用に充當するものは當分の間旅行を延期すること。尙ほ現在實行中のものも旅行は之を延期すること。

- (三) 鐵道省に於て團體旅行の取扱を認められるものは終りに記す通りであるが、尙ほ次の事項に留意すること。
- (イ) 在郷軍人青年團等の旅行は眞に訓練を目的としたものに限ること。
- (ロ) 聖地參拜團體旅行の取扱は認められてゐるが、徒らに此の美名に名を藉りて遊覽を目的とするやうなことのないやう計畫すること。

- (ハ) 近距離の團體旅行は力めて徒歩とし乗物を利用しないこと。
- (ニ) 旅行期間は出來る限り短縮し、目的要務に要する日數以外の餘剰時日を生じないやう計畫すること。

- (五) 車中又は宿泊地に於て時局に相應じくな

い行爲をしないこと。

- (イ) 車中に於て享樂的飲食をなし、或は大聲を發し又は他の座席を占有するやうな行爲をしないこと。
- (ロ) 目的地、宿泊地等に於て奢侈的、享樂的行爲をしないやう自肅自戒すること
- (ハ) 時局談話に深入をし、時局に關する機密を漏らすやうなことのないやう特に防諜に留意すること。
- (ニ) 目的地、宿泊地等に於ては自動車を利用せず極力徒歩に依ること。
- (六) 個人の旅行に付ても前記各項に準じ、己むを得ない旅行の外は自肅抑制すること

二 實行方策

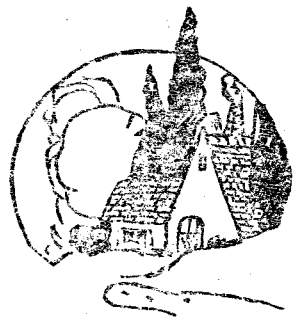
- (一) 團體旅行を計畫したものは代表者から其の内容を市町村(常會)長に届出ること。
- (二) 市町村(常會)長は本抑制方策に基いて部内に於ける團體旅行者に對し自肅自戒を促すこと。
- (三) 部落會、町内會等に於ても自肅申合せを

なすこと。
（四） 婦人會、青年團、在郷軍人會其の他市町村内に於ける各種団体は市町村（常會）長と相互に連絡して本方策の徹底を期すること。

尚ほ鐵道省に於て団体旅行の取扱ひを認められるものは次の通りである。

- 一 滿蒙開拓青少年義勇軍及び移民就職者より成る団体
- 二 勤勞奉仕隊
- 三 外人觀光団体及び海外連帶団体
- 四 在郷軍人、青年團等の団体（訓練を目的としないものを除く）
- 五 興行団体
- 六 聖地參拜団体（鐵道省特定のコースに依るもの）
- 七 隣接運輸事務所管内程度の近距離団体（心身鍛鍊、品性陶冶を目的としないものを除く）

新穀が出廻つても 一層節米に 努めまう



國民精神總動員鳥取縣常任委員會では、昨年の十二月に「戰時食糧充實運動方策」を決定して白米食の廢止、七分搗米の常食（後麥三割以上混食）混食、代用食等を強調し、更に本年三月には國民精神總動員中央聯盟で「戰時節米の實施方策」が決定せられ、其の後數回に亘つて之が節米の徹底を期すべく節米報國運動が展開されつたのであります。

幸ひ皆さんの御協力に依りまして端境期も無事突破することが出来たのであります。が、今年には昨年のような早害もなく比較的順調に進んで参りまして、目下農村では全力を擧げて新米の

收穫中でありませう。

ところが近頃「今年は稻作も順調なのだからもう之で節米々々と喧しく云はれなくても済んだらう」と今後に於ける米の問題をひどく樂觀されてゐる言葉をちよい／＼聞くのであります。が、それは大變な認識不足でありまして、今後に於ける我國の米の問題は時局の進展と共に益々重大となつて來るのであります。

何故ならば、之まで再三本報にも記したやうに戦争繼續中の今日食糧の確保は重大な問題であるに拘らず、一方米の消費量は年を逐ふて増加し、他方内地、朝鮮、台灣を通じて其の生産數量はいくら平年作であつても、今日の米の消費量に不足を來す虞れは多分にあるのです。ですから都市、農村を問はず二度と今年のやうな米不足に依る不安を繰返さないやう充分覺悟してかゝらねばなりません。

それにはどうしても政府が一定の米を管理し政府の手で集荷と配給を統制して行かなければならぬと同時に、我々國民は新米の時期になり

まして一層節米を實行して行かなければならぬのです。假令新米が豊富にあつても、或は又食堂、飲食店等に於て米食（十一月から幾分緩和せられた）を提供しても節米は今後益々勵行されなければなりません。

我々は此の點を深く認識理解し、從來以上協力して食糧の確保に努めやうではありませぬか。



鳥取縣農業増産報國挺身隊

支那事變勃發以來第四年目を迎へ、曩に日獨伊三國同盟が結成せられ、新なる世界秩序の一環として東亞の新秩序を建設すべき皇國の使命は一層重きを加へ、一面緊迫せる國際情勢は益々皇國の前途多難なるを思はしめるのである。

之がため政府に於ては此の大使命の達成を期すべき高度國防國家の確立を急ぎつゝあり、大政翼賛體制の成立と共に農山漁村に於ては自己の天職たる農林漁業を以て滅私奉公の誠を盡し國體を鞏固にし長期建設に堪えて邁進しなければならぬ。

此のためには縣立修鍊農場に於いても農村中堅人物の養成に當つて來たのであるが、僅々三十名の程度にして今回の急速なる食糧を始めとする農産物増産計畫には直に即應し難いので廣く農村に於ける中堅農家青壯年に國の現状を知悉せしめ、國の政策及び各種施設を理解し之に即應して農村民自体より湧き出る強力な農村建設の氣組を養成し、農村の擔當すべき食糧の増産に凡ゆる困難を克服して邁進するの意氣緊切なものである。

其處で鳥取縣では今回農林省及び農業報國聯盟の主催に依る「農業増産報國挺身隊」全國一萬五千名編成の劃期的運動に即應し、農村中堅青壯年中より身心共に健全で一村を動かし得る

信望と熱誠なる農業報國の信念に燃へる概ね二十一歳より三十五歳までの者三百名を厳選して鳥取縣挺身中隊を編成、約一ヶ月間茨城縣内原訓練所に於て全國を二期に分つて實施せられる訓練に参加せしめることになつた。

此の訓練を終了した中堅青壯年は應て新體制下農村の推進力となり、農業報國精神の實踐を率先して縣下に力強く捲き起す原動力となることを期待せられるのであるが、之等挺身隊は十七日午前零時二十八分鳥取驛發の上り臨時列車で出發して翌十八日午前十時三十九分内原着直に内原義勇軍訓練所に入所し、十二月十三日まで殆ど毎日に亘つて近衛總理大臣を初め松岡外務、石黒農林兩大臣、企劃院總裁等其の他各講師の講話を聴き十九日退所することになつてゐる。

本縣の右受講挺身隊員は岩美郡二十九名、八頭郡五十五名、氣高郡五十三名、東伯郡八十六名、西伯郡六十三名、日野郡四十二名、米子市六名、計三百三十四名であつて豫定の三百名を

突破し頼母しい限りであるが、同訓練所退所飯縣の上は農村中堅青壯年として新しい知識の下に凡ゆる困難を克服し農業増産報國を目指して

邁進することであらう。
尚ほ右一ヶ月間に於ける日程を記すと次の如くである。

月	日	講 話 題 目	講 師
十一月	十九日	皇國農民精神	加藤 藤 所 長
	二十日	現下國情と農民使命	石黒 農 林 大 臣
	二十一日	新体制と日本國情	近衛 總 理 大 臣
	同	我が國情と物動計畫	星野 企 畫 院 總 裁
	二十二日	皇國農民精神	加藤 藤 所 長
	二十三日	同	同
	二十四日	現下の農林政策	井野 農 林 次 官
	同	外交問題	松岡 外 務 大 臣
	二十五日	皇國農民精神	加藤 藤 所 長
	二十七日	増産計畫	周東 農 務 局 長
十二月	二十九日	高度國防國家	陸軍 軍 務 局 長
	同	神ながらの道と農業	星野 野 掌 典
	三十日	同	同
	十一月一日	増産計畫	周東 農 務 局 長
同	歐洲現狀	伊藤 情 報 部 長	

意氣昂る學校	一三五	同	二二	四六七	二二三
歐洲動亂と新東亞	一三五	同	三三	一八六	一六七
建築の話	一三五	同	三三	二六四	三三三
長曾禰虎徹	一三五	同	七七	七九〇	三三三
路傍の石	一三五	同	六六	六一三	一七三
雪國の生活	一三五	同	六六	六〇五	三〇五
科學の眼	一三五	同	二二	六一〇	三二二
野邊の一日	一三五	同	二二	六一〇	一七三
日本の湖	一三五	同	二二	六一〇	三二二
自然の精緻	一三五	同	二二	六一〇	一七三
松下村塾	一三五	同	七七	六一〇	三二二
集團勤勞作業	一三五	同	七七	六一〇	三二二



買物貯蓄實施綱要

長期戦に堪へて行くためには何と云つても貯蓄が必要である。貯蓄なくしては戦争に必要な物資を作ること出来なければ、従つて戦争終局の勝利を得ることも出来ないものである。此の聖戦の目的遂行を期するためには先づ一億一心凡ゆる角度から貯蓄の増加を圖らねばならぬ。其處で縣では之が一翼として貯蓄の實効を擧げるため、各人の能力に應じて出来得る限り多額の貯蓄をなさしめるべく消費の機会を捕捉し

大空に舞ふ	一三五	同	二六	一〇五六
滑空訓練	一三五	同	二六	五七七

次の方法に依り一定金額以上の買物をなした者に對して其の機會に國債、又は貯蓄債券の購入豫約申込みをなさしめることとなつた。

- 一 一名 稱
- 二 買物貯蓄
- 三 貯蓄をなすべき場合
- 四 生活必需品以外の各種物品又は商品券にして一回の買入額三十圓以上の場合とすること
- 五 貯蓄の標準
- 六 國債又は貯蓄債券購入申込額は買入額三十圓以上は其の二割、百圓を越ゆる場合は其の三割とすること
- 七 實施方法

(一) 著名商店、百貨店等は物品又は商品券の販賣をなしたるときは、買入人に對し郵便局賣出國債又は貯蓄債券の購入豫約申込を

勸奨すること

(一) 取次店に於て申込書を受けたるときは左記に依り處理すること。國債々券の賣出期間中(貯蓄債券を含む)取次店の最寄郵便局又は日本勸業銀行支店に連絡し、申込人をして右に出頭せしめるか又は其の係員の出張を求め購入せしめ、申込書は郵便局又は日本勸業銀行支店に送付すること

(取次店の最寄郵便局又は日本勸業銀行支店に於て直に購入せしめ得ざりし場合に於て豫約申込人の住所が他地方なるときは、申込書は申込人の住所の属する郵便局又は日本勸業銀行支店に廻送す)

國債々券の賣出期間外るとき(貯蓄債券を含む)直に購入したき者に對しては日銀出張所又は有價證券業者の店に出頭購入せしめ、申込書は證券を購入せしめたる店に送付すること

次期賣出期に於て購入する者に對しては取次店最寄の郵便局又は日本勸業銀行支店に

送付すること

(豫約申込書を受けたる郵便局に於て申込人が他地方なるときは、申込書は申込人の住所地郵便局又は日本勸業銀行支店に廻送す)

(三) 取次店に於て申込書を受けたるものは毎週月曜日に前週の一週間分を取纏め最寄郵便局又は日本勸業銀行支店に報告すること(郵便局又は日本勸業銀行支店は之を縣時局課に廻送す)

報告用紙は縣に於て調製配付する見込(複寫として一部を取次店の控へとすること)

(四) 豫約申込をなしたるものにして之が購入に肯せざるものは郵便局又は日本勸業銀行支店より縣時局課に通報すること

(五) 實施期其の他に關する事項

一 秋季大賣出(季節的に期間を定め實施のもの)に行ふ

買物貯蓄取扱細目

國債々券購入勸奨方法は買物貯蓄要綱に依るも

のとするも細目に付ては概ね左記に依るものとす

一 商店、百貨店の季節的割引賣出期間中に於ける國債々券の購入豫約勸奨は商店、百貨店にて行ひ、國債の直接賣渡しは割引券引換所若くは郵便局、銀行等に於て行ふものとす。

二 商店、百貨店に於て國債々券購入豫約申込を勸奨する場合は客に對し別紙「ビラ」に依る口上又は「ビラ」を直接渡し勸奨すること其の豫約を承諾せられたるときは、割引賣出期間中なるときは交付すべき割引券に「豫約承諾」の旨附記し本人に交付すること

右の場合割引券を交付せず割引高を代金支拂の際差引勘定するものに對しては其の際豫約申込を勸奨すること

三 買物割引券引換所に於て國債々券を渡す場合割引券の額面金額は國債々券購入申込金額の中に加ふるものとす。但し割引券と引換に物品を希望するものに對しては此限りに非ず割引券引換所に於て國債々券の賣渡を行ひた

る場合は別紙豫約申込取次報告書(第三號様式)上部欄外に「何々割引券引換所に於て賣渡」と附記せられたし

四 購入豫約申込書は別紙第一號様式、取次店に於ける國債々券等の勸奨用として配付すべき「ビラ」は第二號様式、取次店より郵便局又は勸銀支店に廻送、又は割引券引換所より直接國債々券等を賣渡したる場合の豫約申込取次報告様式は第三號様式に依る(様式は總て省略)

x x x

文部省推薦レコード及映画

文部省では今回曩に本報第六十六號に記した通り、蓄音機レコード選奨並に保存要項に依つて第一回「紹介レコード」として次の種目を決定した。

1 現代人の作曲又は編曲にかゝるもの (現代音楽)

番號	種別	題名	作詞並作曲者	演奏者	レコード番號
一號	童謠	青空部隊	武内俊子作詞	小澤美枝子外一名演奏	キン 四一五〇四 片面宛 二枚
二號	歌曲	先生と一緒に	山口保治作詞	大塚 百合子	コロンビア A六五九 一枚
三號	歌曲	警防行進曲	大日本警防協會選定詞	霧島 昇外一名演奏	コロンビア A一〇〇〇三 一枚
四號	歌曲	男の意氣	久保田吉二作詞	伊藤 久男 演奏	片一〇〇〇三
五號	童謠	あの町のダンス	野口雨情作詞	平山美代子外二名演奏	ピクチャー A一三 一枚
六號	琵琶	貞女の舞	山口俱美衣作詞	大館 洲 楓 演奏	テイチャク 二八六 片面
七號	歌曲	戦場の勇士	東辰三作詞	徳岡 山 璉 演奏	ピクチャー A四〇一七 一枚
八號	歌曲	銃後女學生の唄	乘松昭博作詞	波岡 惣一郎 演奏	ピクチャー A四〇一七 一枚
九號	歌曲	櫻おけさ	須藤五郎作詞	銀鈴音並寶塚演奏	ピクチャー A四〇一七 一枚
十號	歌曲	若杉雄三郎作曲	中山晋平作曲	少女歌劇團生徒演奏	ピクチャー T五四七二五 片面

2 現代邦人の演奏にかゝる古曲音楽 (古曲音楽)

番號	種別	題名	作曲者	演奏者	レコード番號
一號	謠曲	初春謠曲集 (高砂、鶴龜、羽衣)	寶生 新	芳村伊三郎外三名	キ 四〇〇 二枚
二號	長唄	三舌番出	九世 芳村伊三郎外三名	同	四〇〇 二枚
三號	同	元録花見踊	三代目 杵屋 正次郎	同	四〇〇 二枚
四號	同	踐機帯	十代目 杵屋 六左衛門	吉住小三郎 外二名	四〇〇 二枚
五號	同	時雨西行	二代目 杵屋 勝三郎	同	四〇〇 二枚
六號	箏曲	越後獅子	今井 慶松 外三名	同	四〇〇 二枚
七號	同	五段砧	宮城 道雄	同	四〇〇 二枚
八號	尺八	阿字観	光崎 檢校	浦本 浙潮	キ 四二〇 一枚

ハ 外國人の作曲編曲にかゝるものにして邦人又は外國人の演奏せるもの (洋樂)

番號	種別	題名	作曲者	演奏者	レコード番號
一號	歌曲	ホームスイートホーム 庭の千草	ペインビシヨツブ ムーアフロト		VEク 一〇〇 一〇一 一枚
二號	管絃樂	交響曲四番 ト短調	モツアルト		T同 D 一七二 一七二 二〇三 一枚
三號	同	交響曲五番 ハ短調	ベートーベン		T同 D 一六一 一六一 一四四 一枚
四號	同	交響曲六番 ロ短調	チャイコフスキ		T同 S 三六一 三六一 一六六 一枚
五號	同	交響曲七番 ト長調	ハイドゥン		T同 S 四〇八 四〇八 三三三 一枚
六號	ピアノ協奏曲	ピアノと管絃樂のための協奏曲 ニ短調	モツアルト		T同 S 四六三 四六三 四四四 一枚
七號	管絃樂	バルシクアル	ワグナ		T同 S 四九七 四九七 三三三 一枚
八號	ピアノ協奏曲	ピアノと管絃樂のための協奏曲 一番變ホ長調	リス		T同 S 一〇〇 一〇〇 一三三 一枚

九號	合唱並管絃樂	鎮魂彌撒曲	フオードレ		T同 W 五〇九 五〇九 三三三 一枚
十號	歌曲	クリスマスの歌 コーカサスの祈と 舞踏	シゴゴツキ エグエードフ		T同 レ 四三六 四三六 〇四一 一枚
十一號	管絃樂	歌劇「魔笛」序曲	モツアルト		O同 W 一一一 一一一 一一一 一枚
十二號	同	交響曲八番 ヘ長調	ベートーベン		O同 D 四三六 四三六 〇〇三 一枚
十三號	合唱並管絃樂	莊嚴彌撒曲	ベートーベン		M ポ リ ド ー ル 一〇 一〇 一枚

二映画

△劇映画 小島の春 十卷
△同 木石 十三卷

十一月十三日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第一四二號掲載内容

表紙 神苑に菊匂ふ

一 壽ぎまつる昭和樂一紀元二千六百年記念雅樂

一 爆煙に消ゆるビルマ・ルート

一 ビルマのラシオから良明まで山を縫ひ谷をわたつて蜿蜒と

一 伸びる一千百六十八キロの援將ビルマ・ルート 彼等は如

一 何にして悪路を越へてまで輸血路の確保に躍氣となつてゐ

一 るか わが驚駭が悪條件を冒して見事な爆砕に成功したか

一 日本の伴年を慶祝にヒトラ・ユーゲント指導者來朝

一 三選のルーズヴェルト大統領

一 眞摯敢闘の八日間一紀元二千六百年奉祝第十一回明治神宮

一 國民體育大會

一 白髪もこの奇氣一宮城縣白石町の町民體育大會

一 ふえもふえたりオットセイ

一 讀者のカメラ

一 讀物ページ

一 ○日滿支の經濟建設と東亞共榮圈の確立 ○木炭の切符制

一 ○國民服が決りました ○海外同胞にきく(上) ○大陸

一 派遣學徒は語る(下) ○時局版 ○主婦の知識 ○漫畫

一 ○寫眞週報問答 ○文部省推薦映画

一 週報第二一四號掲載内容

一 中小商工業者の失業対策

企 畫 院

一 國民服の知識

一 ルーズヴェルト大統領の三選

一 海鷲、ビルマ・ルートを爆撃遮斷

一 日滿支經濟建設要綱

一 非常時郵便の新體制

一 海軍統制の躍進

厚	外	海	内	選	選	選
生	務	軍	閣	信	信	信
省	省	省	情	省	省	省
			報			
			部			

昭和十五年十一月十五日印刷
昭和十五年十一月十五日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正町大字古海
鳥取刑務支所